第二節　業務

（業務管理体制の整備）

第三百三十六条　法第六十六条の五十五の規定により高速取引行為者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　高速取引行為に係る業務を適確に遂行するための社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置がとられていること。

二　高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がとられていること。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第三百三十七条　法第六十六条の五十七第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一　その取り扱う法人関係情報に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

二　取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該上場金融商品等に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

第三節　経理

（業務に関する帳簿書類）

第三百三十八条　法第六十六条の五十八の規定により高速取引行為者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一　高速取引行為のうち次に掲げるものに係る業務を行う者であるときは、注文伝票及び取引日記帳

イ　法第二条第四十一項第一号に掲げる行為

ロ　法第二条第四十一項第二号に掲げる行為

ハ　令第一条の二十二第二号に掲げる行為（法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行わせることとなる金銭その他の財産の運用に係るものを除く。）

二　高速取引行為のうち次に掲げるものに係る業務を行う者であるときは、運用明細書及び発注伝票

イ　令第一条の二十二第一号に掲げる行為

ロ　令第一条の二十二第二号に掲げる行為（法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行わせることとなる金銭その他の財産の運用に係るものに限る。）

2　前項各号に掲げる帳簿書類は、英語で記載することができる。

3　第一項各号の規定にかかわらず、外国法人又は外国に住所を有する個人である高速取引行為者は、外国の法令に基づいて作成される書類であって同項各号に掲げる帳簿書類に類するもの（以下この条において「外国帳簿書類」といい、外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあっては、次に掲げる書類（次項において「外国帳簿書類等」という。）をもって、第一項各号に掲げる帳簿書類に代えることができる。

一　外国帳簿書類

二　外国帳簿書類の様式の訳文